

「バックアップデータ保管サービス」利用規約改定について

1. 改定日 2020年4月21日（ただし、左記効力発生日より前に本サービス契約が成立したお客様との関係では、同年6月30日に効力が発生するものとします。）

2. 主な改定箇所
 - ・キャッシングケースの有償化に伴う変更（第6条）
 - ・当社の責任の範囲の明確化（第8条）
 - ・当社のサービス変更権の明確化（第10条第1項）
 - ・当社がサービスを全部中止した場合のお客様の返金請求権の明確化（第10条第3項）
 - ・改正民法の施行に伴う変更（第12条第2項）
 - ・本条項変更の効力発生日以降にお客様がサービスを利用した場合の扱いの明確化（第12条第3項）
 - ・ホームページ掲載による通知がお客様に到達したとみなされるのに必要な期間の短縮（第13条第3項）
 - ・その他形式的な修正（第3条、第7条、第11条、第14条）

以上